

飯塚市地域公共交通会議設置要綱(平成21年飯塚市告示第261号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月29日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(協議事項) 第3条 (略) 2 交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として分科会(以下「運賃協議分科会」という。)を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。<u>ただし、次に掲げる事項については、運賃協議分科会での協議を要しないものとする。</u> (1) <u>均一制運賃の改定を伴わない路線(系統)の新設及び変更並びに当該路線への停留所新設及び移設(当該路線が初めて他の市町村へ乗り入れる場合を除く。)</u> (2) <u>区域運行において、均一制運賃の改定を伴わない地区外施設の設置(当該地区外施設が他の市町村にある場合を除く。)</u> (3) <u>均一制運賃の改定を伴わない運行日、運行時刻及び運行便数の変更</u> (4) <u>決済方法の追加</u>	(協議事項) 第3条 (略) 2 交通会議は、法第9条第4項に規定する協議組織として分科会(以下「運賃協議分科会」という。)を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。